

1. はじめに

わが国の県庁所在地は、その約7割がいわゆる城下町から発展してきたものであつて、これらの都市においては、とくに都市と城址とは密接な関係を有している。本稿は城址に関する都市計画学的研究の一環として、現在における城址の土地利用状況についての定性的な予備調査の結果を述べるものである。

2. 調査対象都市

調査の対象とした都市は、豊田 武著「日本の封建都市」の巻末の文化10年(1813)における全国城下町表に掲載されているもののうち、石高10万石以上のもので、かつ昭和45年(1970)国勢調査による人口が10万人以上の都市とした。この条件に合致する都市は34である。(うち県庁所在地27)。この他、山形市および宇都宮市は、城下町で、石高は10万石以下(6~8万石)であるが、現在の人口20~30万人の県庁所在地であり、また、大阪市および大分市は城下町表には載っていないが、城址の遺構が明瞭で、298~26万人の県庁所在地であり、これらを加えた。さらに、藩政時代の天守閣残存の都市のうち、山城のものを除いて、松本市(6万石、16.2万人)彦根市(35万石、28万人)、丸亀市(5.1万石、5.9万人)、宇和島市(10万石、6.4万人)を加えた。これで対象とした都市は合計42である。(うち県庁所在地31)

3. 調査方法

城下町の構造は、一般に、濠、その他の防衛的構築物、自然河川などによって区画され、本丸、二ノ丸、三ノ丸、侍屋敷、町屋、惣構え、などから成り立っているが、調査方法は、原田洋彦・西川幸治編「日本の市街古図」、日本城郭協会「日本城郭絵図集成」、大類 伸監修「名城名鑑」などを参照して、現在の市販の縮尺1/10,000市街図の上に、これらの区域を画する線を描き、そして、各区画内における公衆的施設の有無および種別について調べたものである。

4. 調査結果および考察

調査結果は表-1に示すとおりである。表において○印は本丸~第3濠の範囲内にあるもの(とくに●印は、現存の濠、石垣などによって、明らかに“城内”にあると認識されるもの)、△印は第3濠外であるが、濠に直接、接して存在しているものを示す。(この表は存在するかどうかであつて、たとえは小学校など2校以上のこともある。また施設の名称もサッカー場にラグビー場を含めるなど統合したものもある)

どのような範囲を「城址」とすべきかについては、城下町の規模や地形、濠の配置などがそれぞれ異なっているので困難な問題であるが、本稿においては、原則として、第3濠を目安に、以上のようにとりあつた。

表-1において、施設ごとの存在を見ると、第3濠内および濠に接する範囲で、公園は最も普遍的であつて、42の調査対象城址において、その全部に存在している(100%)、ついで裁判所(81%)、市役所(79%)、警察署(74%)、神社・小学校・県市民会館(69%)である。つぎに、“城内”においては、多いものは、やはり公園で(95%)、ついで神社(57%)、博物館(記念館も含む)・野球場・図書館(31~26%)である。

各城址ごとについて見ると、面積の広狭も関係して、さまざまな施設が複合して存在しているが、“城内”について特徴のあるものをあげると、スポーツ関係で統一されている山形、大学がほとんどを占めている金沢・鹿児島、県庁関係建物が大部分の福井などである。

5. おわりに

以上、城址に存在する公衆的施設について定性的に考察したが、今後、これらの施設と城址の空間度、緑被度との関係、都市環境における城址のあり方などについて検討したいと考えている。

表一/ 城址(第3条内におよぶ接する範囲)に存在する公共的施設

[illegible]